

## &lt; 規制評価シート &gt; (水産庁作成)

[水産 追加1]

規制改革事項(事務局記載)		漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正
規制の概要		<p>【概要】我が国の水産業と水産行政は、戦後の民主化と漁業調整を目的とした漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の法制度をいまだに維持しており、水産業の先進国と比べ旧態の法律体系となっている。これらの法律は、科学的根拠に基づく資源の回復や保護及び持続的利用の目的は明示されず、資源管理や取締り、環境の保全などが不十分な法律体系となっている。そのため、水産資源の悪化と過剰漁獲に加え、過剰投資により漁業経営が成り立たないにもかかわらず、資源の回復を果たすべき有効な政策が講ぜられず、補助金投入と税の減免措置により支援しているが、さらに水産資源の悪化、経営の悪化が進行し続けている。そして、漁業経営は多くが立ち行かなくなり、漁業者の減少と高齢化が進展し、漁業者の活動を経営の基盤とすべき漁業協同組合(以下「漁協」という。)も約4分の3が慢性的な赤字である。漁協が経済事業、自営事業などで漁業者支援の役割を果たしていない。また、国は、共同漁業権内や都道府県沖資源の管理についての漁業調整規則の制定についても、平成12年のいわゆる「地方分権一括法」の制定にもかかわらず漁業法を改め、「法定受託事務」等として引き続き都道府県に介入できる仕組みを残し、地方分権に逆行している。</p> <p>【根拠法令】 漁業法、水産業協同組合法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	企画課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	漁業法、水産業協同組合法
	目的	<p>[漁業法] 漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用するため</p> <p>[水産業協同組合法] 漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進するため</p>
	対象	漁業者等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>[漁業法] 昭和24年制定。随時改正されているが、平成13年改正では、都道府県の区域を超えた広域的な観点からの水産資源の管理に適切に対応するため、広域漁業調整委員会を設置。</p> <p>[水産業協同組合法] 昭和23年制定。随時改正されているが、平成14年改正では水産資源の管理及び水産動植物の増殖を漁業協同組合等の1号事務に位置付けた。</p>
規制改革の方向性(事務局記載)	我が国の水産業の再生には、水産資源の回復が最優先である。そのため現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改めるべきである。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用して、漁業経営の安定化と持続性を確保することである。そのためには、上記の漁業法及び水産業協同組合法の目的を水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。併せて、不必要となる規制の廃止等、旧態の条文を削除するなど、その全面改正を行う。また、地先の共同漁業権内の沿岸漁業も、「口開き」など江戸時代からの旧態の制度を引きずっており、沿岸域の魚種ごとの資源量の把握と科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入すべきである。さらに、現状の資源量に見合う漁船の削減、休漁及び操業隻数の明示や資源を回復させるまでの期限などに関する「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」の策定や資源評価の実施や漁獲のモニタリング、取締り活動の実施のための公的な独立機関の設置を行う。併せて、水産資源が公共的な資産(共有物)としての性格を有するとの国際的な観点から、我が国排他的経済水域内の水産資源を国民共有の財産として上記の漁業関連法に独立した条項を設け明確に位置づけるべきである。さらに、共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業についての都道府県漁業調整規則や海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の制定については、地方分権一括法の趣旨を踏まえて早急に知事が独自に行えるよう、漁業法第11条第6項並びに海洋生物資源の保存・管理法第4条第3項、及び水産資源保護法第4条第6項を削除すべきである。	

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	<p>水産基本法第2条では、「水産物の供給に当たっては、水産資源の持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の適切な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われ...なければならない」等を規定しており、現在の水産政策は、この基本法に基づき、水産資源の持続的な利用を重視する体系となっている。また、漁業法は漁業調整機構の仕組みについて、水産業協同組合法は漁業協同組合等の組織について定めた法律であるが、その確実な運用を通じ、水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現に貢献している。</p> <p>水産政策においては、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、国、都道府県の役割分担の下、漁業法に基づく漁業許可制度・漁業権制度、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)制度等を組み合わせ、運用するとともに、独立した公的な試験研究機関による資源評価の実施や資源回復計画に基づく減船・休漁の実施、違法操業に対する取締等、今般指摘を受けた取組を既に実施しているところである。</p> <p>さらに、「新成長戦略工程表」(平成22年6月閣議決定)に基づき、平成23年度からは、科学的根拠に基づき行政・漁業者が協力して計画的な資源管理を行う資源管理指針・資源管理計画制度を実施するとともに、同制度に参加する漁業者を対象とした「資源管理・漁業所得補償対策」を導入することとしているところである。</p> <p>なお、漁業法第11条第6項については、都道府県境に設定された漁業権や広域的に回遊する水産動植物に係る漁場計画の策定・変更について、個別の都道府県の判断だけでは広域的な漁業調整や水産動植物の保護が十分に図れない場合があることから、農林水産大臣による指示を規定したものであり、この指示に不服がある場合には、地方自治法第250条の7の規定により国地方係争処理委員会に審査の申し出をすることができることとされている。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第3項並びに水産資源保護法第4条第7項についても、広域的に回遊する水産動植物の保護の観点から、農林水産大臣の承認・認可を求めているものである。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

< 規制評価シート > (水産庁作成)

[水産 追加2-1]

規制改革事項(事務局記載)		海洋生物資源の保存・管理法(TAC法)の抜本的な改正等(1)
規制の概要		<p>【概要】我が国の水産資源管理は、数百種に及ぶ漁獲対象種のうち、わずか7魚種のみTAC(Total Allowable Catch:総漁獲可能量)が設定されており、諸外国の数十、百種近くに比し大幅に少ない。また、採捕の停止、停泊命令、報告及び立入検査、罰則などの適用除外(TAC法政令附則第2条)により事実上のTAC魚種はサンマとスケトウダラのわずか2魚種である。しかも資源状態が悪化している魚種についてもTACがABC(Allowable Biological Catch:生物学的許容漁獲量)を超えたり、諸外国では禁漁水準以下のものでもTACが設定され、また次年度のTACを先取り設定するなどの資源悪化の促進要因を複数内包している。また、漁獲量のTAC超過、漁獲物の海洋投棄、漁獲魚種のつけ替え報告などが指摘されているが、漁業監督官などによる立入検査が実施されていない。漁獲方式については、早い者勝ちのオリンピック方式が基本であり、漁期が短縮したり、遅い漁業者が脱落したりする。また、操業コストが大幅にかかり、小型魚などの漁獲物が集中して魚価が低落したり、漁業者間の漁獲競争や設備投資が激化し、売上げ減や損失が助長される。そのため、この方式は海外の漁業先進国の多くでは既に廃止されている。こうした損失を補てんするために政府は各種の補助金を投入し、また2011年度からは、オリンピック方式を基本とし総漁獲量規制や年次数量目標などを伴った資源回復の計画が全く樹立されないまま、漁業共済制度の掛け金補助による「漁業所得補償制度」が導入されるので、潜在的な過剰漁獲能力が増大し、資源がさらに悪化する可能性がある。我が国周辺水域には、共同漁業権内での小規模な例などを除いて、科学的な総漁獲量規制を伴ったIQ(Individual Quota:個別漁獲割当)方式やITQ(Individual Transferable Quota:個別譲渡性漁獲割当)方式は全く導入されていない。新潟県でホッコクアカエビを対象とするIQ方式の導入が県独自の委員会を設置して検討されている。また、他県においてもIQ/ITQ方式の導入の意向が示されている。なお、我が国では大中型まき網漁船などの海難事故が相次いだが、IQ/ITQ方式の導入により諸外国では海難事故が大幅に減少した。他方、TACを100万トン以上に設定しても資源の持続的な利用に悪影響を与えない資源量が豊富なサンマ資源が政省令によって漁法が制限され、その有効活用がなされておらず、アジア周辺海域の国による漁獲、利用が進んでいる。</p> <p>【根拠法令】 海洋生物資源の保存及び管理に係る法律</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	管理課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	海洋生物資源の保存及び管理に係る法律
	目的	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため
	対象	漁業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定:平成8年(平成10年に対象魚種を追加)
規制改革の方向性(事務局記載)	<p>(その1) 水産資源を回復させ、その保護及び持続的な利用を図るために、早期に日本の海面全漁獲量の約80%を占める30種までにTAC設定魚種を拡大することが重要である。また、TACをABC以下に設定することを法的に義務化し、ABCは資源の最大持続生産量の水準への短期間での回復を目標とすべきであり、TAC法第3条第3項を改正する。さらに、これら30種について、漁業者または漁船毎にIQを割り当てることが必須である。これにより、漁獲の権利に所有権としての性格を付与し、排他性を持たせ、漁業者自らが資源管理する意識を醸成することになる。そして、マーケットにも需要に応じて供給可能となりコスト削減にもつながる。さらに、資産の流動化を促し、資産価値を付与するITQ方式を導入すべきである。このことが、中長期的な経営戦略の樹立につながり、これらを担保として融資が可能となる。また、過剰投資の排除や新規参入の促進にも有効に機能する。その際、地域産業振興の観点から、アラスカの漁業に見られる加工業のための個別加工枠(IPQ)や水産業への依存度が高い離島振興枠の設定も行う。また、さんま</p>	

規制改革要望等への対応		<p>漁業に関する政省令規定(漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号))を直ちに廃止し、資源が豊富なサンマ資源の有効利用のため、IQもしくはITQを設定して、まき網漁業とトロール漁業にもサンマの漁獲を許可し、漁獲物は中国等への生鮮食料品等の輸出振興に活用すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>我が国の資源管理は、漁業許可制度や資源回復計画、漁業者間の自主的取組等により、操業隻数、操業期間・区域、網目等の漁業規制など、種々の操業に対する制限が地域特性等に応じてきめ細かく実施されており、この中で、漁獲努力量の調整機能が発揮されていることから、諸外国で見られるような過度の漁獲競争、いわゆる「オリンピック方式」の実態は見られていない。</p> <p>TAC魚種については、上記のような種々の管理方策の一環として、量的管理になじむもの、また必要性のあるものにつき実施しているところであり、現時点ではTAC魚種として新たな規制を講じなければならない状況ではない。</p> <p>IQについては、べにずわいがに漁業や大西洋くるまぐる漁業などで行われており、また沿岸地域においても貝類漁業などで広く採用されている。水産庁としても、より厳格な漁獲量管理が必要な魚種などについて、必要に応じ導入を検討する所存。</p> <p>なお、ITQについては、割当が権利化することにより、本来公有物たる水産資源を特定の者の寡占化に置くこととなり、我が国の漁業体系を大きく変えるものとなることから、現状の漁業就業者の急激な退出・減少の可能性と比較考量して、適切とは考えていない。</p> <p>なお、IQ/ITQを導入している豪州、NZ等の諸国においても、産卵親魚や未成魚の保護などを目的に、漁場規制、漁期制限や漁具規制などの各種規制を組み合わせた資源管理が実施されており、IQ等の導入が既設の規制の削減・緩和に直接繋がるものではない。</p> <p>我が国の資源状況は総じて概ね安定しているが、低位にある資源を回復させ資源状況の安定を図るためには、より積極的な資源管理を推進する必要。このため、平成23年度から漁業者の自主的資源管理を基礎として計画的に資源管理を行う資源管理・漁業所得補償対策を導入することとしており、この対策を通じ、より一層の資源管理の徹底を図る所存。</p>
	[対応可能性のある場合]見直し予定及びその内容	-
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート>(水産庁作成)

【水産 追加2-2】

規制改革事項(事務局記載)		海洋生物資源の保存・管理法 (TAC法) の抜本的な改正等 (2)
規制の概要		<p>【概要】 我が国の水産資源管理は、数百種に及ぶ漁獲対象種のうち、わずか7魚種のみTAC(Total Allowable Catch:総漁獲可能量)が設定されており、諸外国の数十、百種近くに比し大幅に少ない。また、採捕の停止、停泊命令、報告及び立入検査、罰則などの適用除外(TAC法政令附則第2条)により事実上のTAC魚種はサンマとスケトウダラのわずか2魚種である。しかも資源状態が悪化している魚種についてもTACがABC(Allowable Biological Catch:生物学的許容漁獲量)を超えたり、諸外国では禁漁水準以下のものでもTACが設定され、また次年度のTACを先取り設定するなどの資源悪化の促進要因を複数内包している。また、漁獲量のTAC超過、漁獲物の海洋投棄、漁獲魚種のつけ替え報告などが指摘されているが、漁業監督官などによる立入検査が実施されていない。漁獲方式については、早い者勝ちのオリンピック方式が基本であり、漁期が短縮したり、遅い漁業者が脱落したりする。また、操業コストが大幅にかかり、小型魚などの漁獲物が集中して魚価が低落したり、漁業者間の漁獲競争や設備投資が激化し、売上げ減や損失が助長される。そのため、この方式は海外の漁業先進国の多くでは既に廃止されている。こうした損失を補てんするために政府は各種の補助金を投入し、また2011年度からは、オリンピック方式を基本とし総漁獲量規制や年次数量目標などを伴った資源回復の計画が全く樹立されないまま、漁業共済制度の掛け金補助による「漁業所得補償制度」が導入されるので、潜在的な過剰漁獲能力が増大し、資源がさらに悪化する可能性がある。我が国周辺水域には、共同漁業権内での小規模な例などを除いて、科学的な総漁獲量規制を伴ったIQ(Individual Quota:個別漁獲割当)方式やITQ(Individual Transferable Quota:個別譲渡性漁獲割当)方式は全く導入されていない。新潟県でホッコクアカエビを対象とするIQ方式の導入が県独自の委員会を設置して検討されている。また、他県においてもIQ/ITQ方式の導入の意向が示されている。なお、我が国では大中型まき網漁船などの海難事故が相次いだが、IQ/ITQ方式の導入により諸外国では海難事故が大幅に減少した。他方、TACを100万トン以上に設定しても資源の持続的な利用に悪影響を与えない資源量が豊富なサンマ資源が政省令によって漁法が制限され、その有効活用がなされておらず、アジア周辺海域の国による漁獲、利用が進んでいる。</p> <p>【根拠法令】 海洋生物資源の保存及び管理に係る法律</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	沿岸沖合課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	海洋生物資源の保存及び管理に係る法律
	目的	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため
	対象	漁業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定:平成8年(平成10年に対象魚種を追加)
		<p>(その2)</p> <p>我が国の大中型まき網漁業と沖合底びき網漁業は、全国的規模での操業を支援する観点から、これまで沿岸域でのほぼ自由な操業が許可され、操業の禁止ラインが沿岸線とほぼ重なる場合や共同漁業権内に操業することまであり、沿岸漁業との競合、資源悪化の促進、そして漁場の荒廃につながっている。そのため、諸外国では漁船の漁獲能力や装備の向上につれ、大型の漁船は沿岸域から3~12マイル以遠に操業が許可されており、我が国の指定漁業(大臣許可漁業)も、その増大した能力に合わせ距岸3マイルから12マイル程度以内の沿岸域を操業禁止区域とする近代的な操業規制とすべきである。また、大型船は漁獲能力が大きくかつ装備も近代的で機動性や走行性も高いので、魚群の密度が高い沿岸域に自由自在に出入りする能力を有する。それらが、公的な機関からの監視が不可能となれば、資源の悪化や漁場の競合を促進することになる。従って、諸外国では</p>

規制改革要望等への対応	規制改革の方向性 (事務局記載)	<p>大型船には既に導入済みであるが、これら大型の漁船にはその位置が明確にかつ瞬時に判別される漁船モニターシステム機(VMS)の搭載を漁業法による指定漁業(大臣許可漁業)の許可条件として法的に義務付けるべきである。さらに、指定漁業(大臣許可漁業)ごとの水揚げ港を海面漁獲量の約80%をカバーするように全国30港程度に指定すべきである。指定水揚げ港以外に水揚げする場合には、いかなる場合であっても24時間以前に公的な官庁からの許可を取得しなければならないとする。また、全ての指定水揚げ港には、漁業監督官ないし科学オブザーバーを配置する。全ての入港漁船は、漁獲成績報告書を監督官・オブザーバーに提出し、彼らは全ての漁獲物の漁獲量を計測する義務を有させる。漁獲物の監督官・オブザーバーの計測量と漁獲成績報告書に差が生じた場合には前者を採用とする。また、指定水揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書の提出を義務付ける。さらに、卸売市場において第一次購入者の報告書の写しがないしは抜粋が添付されない場合には、卸売市場は漁獲物の受託を拒否できるようにする。</p>
	上記規制改革の方向性 への考え方	<p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業は、我が国水産物供給の柱であるとともに、主要な水産先進国においても主流となっており、我が国漁業の国際競争力を確保する上で不可欠である。</p> <p>漁業は公共用水面で回遊する水産資源を対象とすることから、①資源の取り合い、②漁場利用、③魚価への影響等について、漁業調整問題が発生しやすいが、特に、効率漁法である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間で生じやすい(量販店と個人商店との競合に類似)。</p> <p>これらの問題については、国が一方の事業活動を規制するという手法をとるよりも、お互いに適法に操業している当事者間の話し合いを基本とすることが適切であり、水産庁としては、調整の仲介、あっせん等に積極的に対処し、両者の相互理解のもとで経営の安定と資源の有効利用を推進しているところである。さらに、漁場利用の秩序化を図るため、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業について、VMSの設置を義務づけ、沿岸漁業者との間のトラブル防止を図る方向で検討を進めているところ。</p> <p>御指摘の効率漁法への区域制限や陸揚港規制等は、民間の経済活動に対する大幅かつ一方的な規制強化となるものであるとともに、遠隔地への水揚げに伴う燃油コスト増や地域の加工業への影響を伴うものであり、相応の政策的必要性がなければ困難であると考えられる。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート>(水産庁作成)

【水産 追加2-3】

規制改革事項(事務局記載)		海洋生物資源の保存・管理法(TAC法)の抜本的な改正等(3)
規制の概要		<p>【概要】我が国の水産資源管理は、数百種に及ぶ漁獲対象種のうち、わずか7魚種のみTAC(Total Allowable Catch:総漁獲可能量)が設定されており、諸外国の数十、百種近くに比し大幅に少ない。また、採捕の停止、停泊命令、報告及び立入検査、罰則などの適用除外(TAC法政令附則第2条)により事実上のTAC魚種はサンマとスケトウダラのわずか2魚種である。しかも資源状態が悪化している魚種についてもTACがABC(Allowable Biological Catch:生物学的許容漁獲量)を超えたり、諸外国では禁漁水準以下のものでもTACが設定され、また次年度のTACを先取り設定するなどの資源悪化の促進要因を複数内包している。また、漁獲量のTAC超過、漁獲物の海洋投棄、漁獲魚種のつけ替え報告などが指摘されているが、漁業監督官などによる立入検査が実施されていない。漁獲方式については、早い者勝ちのオリンピック方式が基本であり、漁期が短縮したり、遅い漁業者が脱落したりする。また、操業コストが大幅にかかり、小型魚などの漁獲物が集中して魚価が低落したり、漁業者間の漁獲競争や設備投資が激化し、売上げ減や損失が助長される。そのため、この方式は海外の漁業先進国の多くでは既に廃止されている。こうした損失を補てんするために政府は各種の補助金を投入し、また2011年度からは、オリンピック方式を基本とし総漁獲量規制や年次数量目標などを伴った資源回復の計画が全く樹立されないまま、漁業共済制度の掛け金補助による「漁業所得補償制度」が導入されるので、潜在的な過剰漁獲能力が増大し、資源がさらに悪化する可能性がある。我が国周辺水域には、共同漁業権内での小規模な例などを除いて、科学的な総漁獲量規制を伴ったIQ(Individual Quota:個別漁獲割当)方式やITQ(Individual Transferable Quota:個別譲渡性漁獲割当)方式は全く導入されていない。新潟県でホッコクアカエビを対象とするIQ方式の導入が県独自の委員会を設置して検討されている。また、他県においてもIQ/ITQ方式の導入の意向が示されている。なお、我が国では大中型まき網漁船などの海難事故が相次いだが、IQ/ITQ方式の導入により諸外国では海難事故が大幅に減少した。他方、TACを100万トン以上に設定しても資源の持続的な利用に悪影響を与えない資源量が豊富なサンマ資源が政省令によって漁法が制限され、その有効活用がなされておらず、アジア周辺海域の国による漁獲、利用が進んでいる。</p> <p>【根拠法令】海洋生物資源の保存及び管理に係る法律</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	管理課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	海洋生物資源の保存及び管理に係る法律
	目的	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため
	対象	漁業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定:平成8年(平成10年に対象魚種を追加)
		<p>(その3)</p> <p>我が国周辺海域は、オホーツク海、日本海、太平洋、及び東シナ海によって囲まれているが、このうち最も水産資源の悪化が著しいのは東シナ海であり、この海域は日本、中国、韓国、及び台湾によって漁業活動が行われている。我が国の以西底びき網漁業はほぼ消滅し、大中型まき網漁業も3分の一に減少した。韓国の漁獲量は一時減少したが、小型違法底びき網漁船の減船や11魚種に及ぶTAC/IQ制度の導入により着実に資源回復を果たしている。しかし、中国はいまだTACを設定しておらず、多数に及ぶ底びき網漁船などが操業しており、キグチやタチウオなどの漁獲物が大幅に減少し小型化するなど典型的な資源悪化の特徴を示している。日中、日韓、及び中韓漁業協定は存在するものの、共同管理水域などの漁業取り決めが中心で、東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、及びモニタリングが緊急に必要である。重要水域に国際的な漁業協力管理機構</p>

規制改革要望等への対応	規制改革の方向性 (事務局記載)	が存在しない水域は東シナ海のみであり、FAO(国連食糧農業機構)などの法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための条約の締結交渉を開始すべきである。また、直ちに当該海域での魚種ごとの資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業する全ての漁船の登録を各国間で進めるイニシアチブを我が国が取ることにする。さらに、TAC法施行令の附則第2条(適用の範囲)は、韓国などのTAC/IQ制度の実施状況に照らし齟齬をきたし、かつ我が国のTAC制度を事実上の有名無実としており、これを廃止、削除する。また、国際海域におけるマグロ類のTAC設定と国別配分及び日本国内IQ/ITQの導入、及び日本周辺水域におけるカツオのTACと業種別配分及びIQ/ITQの設定を早期に導入かつ実施すべきである。さらに、資源の健全な鯨類資源については、政治的要因ではなく科学的根拠に基づく捕獲枠(調査枠を含む)の設定を急ぐとともに、ノルウェーやアイスランドに倣い、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、ABCやTACの設定に十分に反映させるべきである。また、これらの情報を国民に広く公開すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	我が国周辺海域の関係諸国との協調については、各国間の資源管理の取組に格差があること等から、我が国漁船に対する他国漁船との公平性を欠くことのないよう、まずは日中・日韓など二国間の枠組みを利用し、資源に関する情報交換も含めた十分な資源評価を実施すること等から開始することが適切である。なお、暫定水域・中間水域内における他国漁業者の資源管理措置の現状にかんがみると、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令附則第2条を直ちに廃止し、同法の強制措置を我が国漁業者のみに適用することは、著しく公平性を欠くものと思われる。  かつお・まぐろ類については、特に資源状態の悪い大西洋クロマグロ及びミナミマグロについては、地域漁業管理機関で定められた我が国への割当を漁業者別・漁船別に割り当てて管理している。今後とも、地域漁業管理機関が資源評価結果に基づき決定した資源保存管理措置を踏まえ、国内の管理措置を検討していく。  鯨類については、引き続き商業捕鯨の再開に向けて最大限努力するとともに、鯨類と他漁業資源との関係については、現在実施中の調査により十分な結果が得られれば、反映させていくことを検討したい。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—



<規制評価シート>(水産庁作成)

【水産 追加3】

規制改革事項(事務局記載)		漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
規制の概要		<p>【概要】平成18年度の漁協の収支状況は、全体では黒字となっているものの、その内訳をみると、信用事業や購買事業等の本業による収益については1200余りある漁協の約4分の3が赤字で、その赤字額は全体で48億円となっている。その赤字額を122億円の事業外利益で賄い、経常利益として73億円の黒字にしているのが漁協の経営実態である。</p> <p>「事業外利益」や「その他事業の収益」の収入元については、信用事業の配当金、政府補助金、海砂利採取補償金、及び公共事業、電力・空港事業などによる補償金収入が源であろう。これらは、漁協が経済事業のほか、漁業権の許可を受け、その公使権を配分・管理することと密接不可分の関係がある。漁業権は営業権であり、補償金は民法上の補償であるがこれらの関連や実態は不明である。公有水面埋立法(大正10年法律第57号)により、漁業権者又は入漁権者のみの同意を条件付けたことが埋め立ての促進を可能にしたとみられる。また、組合員資格を満たさず、事実上は漁業を営まない者がところにより組合員として漁業権の行使に携わったり、補償金を受け取ったりしている。加えて、海区漁業調整委員会の構成員が地域社会経済の変化に即応したものとなっていない。</p> <p>【根拠法令】 水産業協同組合法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	水産経営課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	水産業協同組合法
	目的	漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進するため
	対象	水産業協同組合
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	水産業協同組合法は昭和23年に制定。随時改正されているが、平成9年の改正では、全国連合会は監査に関し公認会計士と契約を締結することとし、平成19年の改正では、組合員資格審査の方法を各組合ごとに定款で定めることとした。
規制改革の方向性(事務局記載)	<p>漁協の収入は、経済事業の実施による事業収入と海砂利採取補償金、政府補助金による収入などのその他の収入に分かれるが、経済事業による事業収入と営業(漁業権漁業及び漁船漁業)の侵犯により獲得された収入、及びそれ以外の事業収入(補助金、信用事業配当金など)のそれら内訳を明確に分けて計上するとともに、事業計画書と事業部門の収支情報の一般への情報開示を徹底すべきである。これは、漁協が、水産業協同組合法により国民の負託を受けて漁業権を付与されるなど特別の地位を獲得していること、政府から税制優遇、優遇融資、及び補助金などを受けていることに対する義務である。公有水面埋立法は、成立から90年を経過し時代にそぐわなくなり、国土開発や埋め立ては漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべきものであり、同法の関係条項を廃止する。また、漁協の自営事業(大型定置網などの経営)が、漁協の組合員が、本来、漁獲すべき魚種を対象とする事業を営み組合員の経営を圧迫している場合については、水産業協同組合法第4条(組合の目的)の趣旨に反すると解され、自営事業の縮小など適切な措置が講じられるべきである。さらに、全国漁業協同組合連合会がいかなる資格試験を実施して監査士を資格認定しているのか公表するとともに、監査士が公認会計士と比較してどのような能力を有するのか、かつ監査士の具体的な監査の実施状況と漁協の経営改善などの実効性について組合経営の悪化の例も含め具体的な事例で検証し、提示すべきである。外部監査の導入が、現行の漁協の経営実情の悪化から妥当であると考えられ、公認会計士の監査を早急に実施すべきである。また、漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査を実施し、漁業権の設定の停止、条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底すべきである。さらに、海区漁業調整委員会の構成員数を15名から20名に拡大し、追加分を流通、加工、観光等の業者やNGOとするなど、地域社会、経済活動を広く代表する委員会とする法改正を行う。</p>	

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	<p>決算関係書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、特に雑収益の内容については、金額的に重要な収益は、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載するよう指導を行ったところである。また、これらの決算関係書類については、当該組合員及び債権者に対して開示されることになっている。</p> <p>漁協が自営事業(漁業の経営)を営む場合は、組合員の3分の2以上の書面による同意を必要とするなどの要件が設けられており、この事業を実施するか否かは、組合員の総意により適切に判断されていると考えている。</p> <p>水産業協同組合監査士の資格試験は、その実施内容について公表して実施している。また、漁協の監査は、その実態に精通し、指導と監査を一体的に行う監査士による監査が最も適しているが、公認会計士とも契約し監査における第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実・強化を図っているところである。</p> <p>平成19年の水産業協同組合法の改正により組合員資格審査の方法を各組合ごとに定款で定めることとしたところであり実施について、都道府県の指導を通じ、また、水産庁ヒアリングによる都道府県への改善指導要請により、適正な組合員資格審査の実施の徹底を図っているところである。</p> <p>海区漁業調整委員会は、水面の総合的利用のための漁業調整等を行う、漁業協同組合とはまったく別の組織である。漁業調整に当たっては、当事者の納得が得られる実効ある調整のため、現場の事情に最も通じている漁業者代表を主体とする構成が適切であり、また、より公正な立場から委員会の機能を円滑に発揮させるため、学識経験・公益委員が設けられている。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート> (水産庁作成)

【水産 追加4】

規制改革事項(事務局記載)		<p>養殖許可制度の近代化</p> <p>【概要】 水産物を安定的に国民に供給するためには、悪化した水産資源の回復に加え、養殖業の持続的展開が重要である。海外には規模の拡大や新技術の導入により生産性を高め、生産量の増加及び生産の効率化を果たしたのみでなく、養殖場の環境対策や養殖魚の安全管理を厳格に行い、世界に認められる価値の高い養殖魚の持続的生産を可能にし、輸出産業として成功を収めているノルウェーやチリなどがある。韓国では個人の業者の参入を認めたり、沖合域に新たな養殖漁場を創設し、新規許可を発行するなど養殖業の近代化が進んでいる。一方、我が国の養殖業においては、漁業法や水産業協同組合法などで養殖規模や新規参入が制限され、諸外国に比べて規模や生産性が小さく、経営の合理化は行われていない。また、法制度と大きくかけ離れた養殖実態があり、法制度の旧態化が現れている。さらに、海洋生物資源保存・管理法(TAC法)などにおける海洋環境保全の理念欠如により養殖漁場環境の劣化、クロマグロやブリなど天然種苗の過剰採捕による種苗調達の高コスト化や天然資源への悪影響等の弊害が生じている。クロマグロの養殖場などは、従前の魚類養殖業に比して大型の施設を要し、沖合や新規の養殖漁場ないしは旧漁場の再活用を必要とする。しかし、現行の特定区画漁業権(養殖業の漁業権)の運用では、必要な経営資源の獲得や外国との競争を勝ち抜くことは困難である。これらから、養殖における生産量は20年前から停滞を余儀なくされ、生産額も減少しており、経営体数においては半分の水準にまで減少している。</p> <p>【根拠法令】 漁業法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省(水産庁)
	担当局名	水産庁
	担当課・室名	栽培養殖課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	漁業法
	目的	漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用するため
	対象	漁業者等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和24年制定。随時改正されているが、平成13年改正では、漁業権管理の適正化の観点から、特定区画漁業権の対象に、垂下式養殖業を追加。
規制改革の方向性(事務局記載)	<p>養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境を保全することはもちろん、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやブリなどの蓄養・養殖においては、未成魚の過剰漁獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠である。そのため、養殖を行う上で、陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするとともに、資源と環境を保護するための法制度を整備し、「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を策定し、魚種ごとに全国ベース及び各養殖漁場ごとの生産量の設定を行うべきである。また、クロマグロ養殖などを対象に経営能力などに基づく「大型区画漁業権」の許可制度を創設する。この漁業権では、従前の許可の優先順位を適用せず、経営能力や法の遵守能力などを条件とする。さらに、既存の養殖業者の実績を踏まえつつ、総養殖生産量の範囲内で、新規参入を希望する者にも数量及び漁場スペースの割当てが行われるよう、上記の中期的国家利用計画を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を導入すべきである。</p>	

規制改革要望等への対応

<p>上記規制改革の方向性への考え方</p>	<p>天然種苗の資源管理に関しては、ウナギやブリの養殖用の天然種苗の採捕について、都道府県知事の許可制の下に置かれ、過剰漁獲を防止している。また、クロマグロについても、天然種苗の供給源となっている曳き縄等の自由漁業を届出制へ移行する等、資源管理の強化を図っていくこととしている。天然種苗を用いた陸上養殖についても、上記のウナギのように種苗の採捕の段階において規制が行われているため、これに加えて陸上養殖の段階で更なる規制を加える必要はないと考える。また、養殖漁場の環境については、漁場改善を目的とした持続的養殖生産確保法が制定されており、国が基本方針を定め、それに即して漁協等が策定する養殖漁場の改善のための計画を知事が認定し、漁協等が漁場改善を推進する制度が導入されていることから、新たな法制度の創設は必要ないと考える。</p> <p>クロマグロをはじめとする新規参入についても、漁業権等が既に設定されている漁場が対象水面となっているのが実態であることから、既存の権利者との調整が不可欠である。また、限られた漁場の中で営まれている養殖業においては、漁場環境の保全など漁場の適切な利用と漁業生産力の維持を図るため、都道府県知事が適格性と優先順位を審査して免許しているところである。こうした仕組みの中で、養殖業への新規参入については、漁協の組合員として参加する、地元漁業者と共同経営する等、地元との調整を経て地元で溶け込む形で行われているところであり、国等が総養殖生産量の設定や個別割当を行うといった民間の経済活動に対する規制を新たに導入することが適切とは考えられない。</p>
<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>